

# みやけい交通安全ニュース

発行：宮崎県警察本部交通企画課 R8-No.5 (2026.3.4)



## 全座席でのシートベルト着用を徹底しましょう！

警察庁と一般社団法人日本自動車連盟（JAF）が令和7年10月6日から11月7日までに合同で実施したシートベルト着用状況調査の結果が公表され、宮崎県の一般道路での後部座席シートベルト着用率は50.2%で、前年より上昇しましたが、約半数が後部座席でシートベルト非着用という結果でした。

### 令和7年シートベルト着用状況調査結果

一般道路	運転席	助手席	後部座席
宮崎県	99.9%	97.8%	50.2%
全国平均	99.1%	96.5%	45.8%

高速道路等	運転席	助手席	後部座席
宮崎県	100%	98.4%	76.4%
全国平均	99.6%	98.8%	79.9%

※ 高速道路等…高速道路及び自動車専用道路

### 後部座席シートベルト非着用が危険な理由

- 事故の際、車内で体を強打する
- 車外に放り出される
- 前席の人を巻き込む

交通事故から同乗者の命を守ることは、運転者の責務でありシートベルトは、交通事故のダメージから身を守るための重要なアイテムです。

運転者からシートベルト着用の声掛けをしましょう。



## チャイルドシートを適正に使用しましょう！

自動車の運転者は、一部事由（構造上、チャイルドシートを固定することができない座席に幼児を乗せる場合等）を除いて、チャイルドシートを使用しない6歳未満の幼児を乗せて、運転してはいけません。（道路交通法第71条の3第3項）

6歳以上のこどもでも、体格等の事情によりシートベルトを適切に使用できない場合（ベルトが首や腹部にかかってしまう等）には、チャイルドシートを使用しましょう。

※ シートベルトが首や腹部にかかった状態では、交通事故の衝撃で、ベルトにより頸部（首）が締められたり、腹部（内臓）が圧迫されてしまい、命に関わるような深刻なダメージを受けることになります。

### チャイルドシートの正しい使用方法

出典：警察庁ホームページ

6歳未満の子供を車に乗せる場合は、チャイルドシートを取扱説明書などに従って、正しく使用しましょう。事故の被害を軽減するほか、子供が運転操作を妨げることを防止できます。

- ☑ 子供の成長に合わせ、体格に合うものを使用する。
- ☑ なるべく後部座席で使用する。（助手席エアバック装備の場合）
- ☑ 座席に確実に固定する。

※ やむを得ず助手席に設置する場合は、座席をできるだけ後ろに下げ、前向きに固定する。



乳児用シート

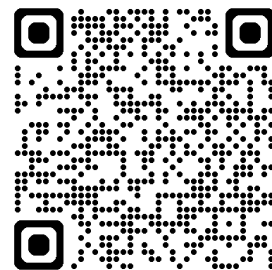


幼児用シート



学童用シート

チャイルドシート適正使用に関する警察庁ホームページ二次元コード



## 毎月10日は「県民交通安全の日」

地域の交通事故情勢に応じた活動を行う日です。地域や職場、学校、家庭等で交通安全活動に取り組みましょう。